

ヒュームにおける言論の自由とその条件

鎌田, 厚志
九州大学大学院法学研究院 : 協力研究員

<https://doi.org/10.15017/1440925>

出版情報 : 政治研究. 60, pp.207-238, 2013-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン :
権利関係 :

ヒュームにおける言論の自由とその条件

はじめに

第一節 言論の自由と相互牽制

第二節 自由の担い手としての中間層とトリー

第三節 「中間権力」に代わるものとしての中間層

第四節 歴史理解による党派対立の穏健化

結論

鎌
田
厚
志

はじめに

本稿の目的は、ヒュームの政治思想は「言論の自由」・「中間層」・「歴史」・「穏健な態度」という四つの要素が分かちがたく連鎖し、同時代の歴史的文脈の中で、中間層に言論の自由の行使を通じて政治権力の牽制を求め、歴史理解による穏健な態度の涵養を要請するものだったことを明らかにすることである。ヒュームにおける「言論の自由」はその内実として、歴史理解によって涵養された穏健な資質と、その資質を持った人々による政治権力への監視や批判、および相互のコミュニケーションによる判断能力の改善を重視するものだった。そのことは、「懐疑的ウィッグ」説を中心とした先行研究において見落とされてきたと筆者は考える。

「懐疑的ウィッグ」説とは、ヒュームは科学的・哲学的な手法に基づいた人間学の立場から、名誉革命体制を維持するために、中庸(moderation)を促進しようとしたとする解釈である。⁽¹⁾十八世紀ブリテンには、ウィッグとトーリーの二つの党派があった。フォーブズ以前は主にトーリーの立場の歴史家・思想家だとヒュームは解釈されてきた。それに対して、ダンカン・フォーブズは書簡におけるヒューム自身の言葉に基づきつつ、ヒュームを「懐疑的ウィッグ」として分析した。フォーブズは、ヒュームの政治思想はウィッグとトーリー、あるいはコートとカントリー⁽²⁾を超えており、通俗的なウィッグ主義との対比において論じられるべきものだとしている。広範なコンテキストからの立証によるフォーブズの研究は強い説得力を有し、基本的には正当で有意義な解釈だと筆者も考える。

しかし、ヒュームの政治思想におけるトーリー(カントリー)やその支持基盤だった中間層の意味を、「懐疑的ウィッグ」説では十分に照射できていないと筆者は考える。つまり、「懐疑的ウィッグ」説はヒュームにおける政治権力を牽制する側の野党や中間層の意義について死角をつくつてきたと考える。

「懐疑的ウィッグ」説では、ヒュームのもろもろのエッセイも、『イングランド史』も、主にカントリーの思想を封じ込めるためのものとして解釈される。イングランドには古来より自由な国制があり、それが当時の政権党であるウォールポールらのウィッグにより腐敗させられ危機に瀕しているというポリングブルックらカントリーの主張に対し、そのよ

うな「古来の国制」は実際には存在しなかったことを指摘し、名譽革命体制を擁護した政治思想家としてヒュームは解
釈されてきた。⁽³⁾これは一面では確かに正当な解釈である。

この「懐疑的ウィッグ」説の大きな影響のもと、従来、ヒュームの政治思想における「自由」は、主に二つの側面か
ら解釈されてきた。一つは、所有の確立がなされ、法の支配が確立することが、ヒュームの政治思想における「自由」
だったとする解釈である。いわば、「法的自由」と言うことができる。たとえば、フォーブスは、「ヒュームの政治哲学
において、「自由」と「正義」は実質的に同じものである。それは、法の支配のもとでの個人の自由と安全を意味する。」
と述べている。⁽⁴⁾また、坂本達哉は、「懐疑的ウィッグ」の解釈枠組みに依拠しつつ、ヒュームの思想を、近代の文明社会
において勤労・知識・自由が相互に連鎖し影響しながら自律的に発展することを描いたものとしてヒュームの政治経済
思想を分析した。⁽⁵⁾これらのヒューム研究は、ヒュームの「自由」を「法的自由」として説明したものと言える。

もう一つの解釈は、ヒュームの政治思想における「自由」とは、政治権力の制限だとする解釈である。犬塚元は、「権
力」と対比された意味における「自由」とは、政治権力が複数の主体に分割されることによって制限された「政治機構
の配置によって制限された―国制の状態を示す概念」と述べ、ヒュームの政治思想を分析している。これは、ヒューム
における「自由」を「国制的自由」として説明していると言える。⁽⁷⁾

これらの先行研究は、ヒューム政治思想の解明において大きな手がかりとなるものであり、ヒュームのテキストに根
拠を置いた正当なものである。しかしながら、本稿は、この二つの従来のヒューム政治思想における「自由」に、新た
に第三の自由とも言うべき解釈を追加することを提起したい。それは「言論の自由」の行使を通じて政治的参加と、そ
の政治的参加の主体の条件についてのヒュームの思想的営為を、ヒューム政治思想の「自由」の内実として重視する解
釈である。つまり、「言論の自由」を中心にヒュームの「自由」を解釈することである。そのことにより、ヒューム政治
思想における野党や中間層の意義を新たに照射できると考える。

本稿の目的は、上記の二つの「自由」に対する先行研究の解釈に異議を唱えることではない。上記の二つの「自由」
は基本的には正当で有意義な解釈だと筆者は考える。しかし、この第三の新たな、政治社会の構成員の主体的な参加と

資質の涵養を重視した「言論の自由」の解釈を示すことにより、「法的自由」と「国制的自由」を整合的にとらえることも可能になると考える。つまり、並列的にとらえられてきた「法的自由」と「国制的自由」は、「言論の自由」の担い手が、より適切に自らの自由を維持し発展させるための思想的営為だったと考えれば、相補的なものと解釈できる。

さらに、ヒュームの「自由」の内容を政治社会の構成員の主體的な参加を重視した「言論の自由」だったと解釈することは、ヒュームの十八世紀政治思想における独特の立場を新たに解明すると筆者は考える。ヒュームが生きた十八世紀ブリテンについて、ポーコックは『マキアヴェリアン・モーメント』において、近代の商業経済の発達と古典古代の徳の思想が深刻な亀裂を来し、社会的道徳が個人の道徳から切り離された時代だと指摘している。⁽⁸⁾この十八世紀ブリテンにおいて、古典古代の徳の思想を説いたのがボリングブルックらカントリーの思想家たちで、一方近代商業社会を擁護したのがマンデヴィルらコート＝ウィッグの思想家たちだったとポーコックは述べている。

だが、ポーコックは、古典古代の徳の理想に基づき、土地所有に基づいた自由や徳の観点から商業経済や公債を批判するカントリーのイデオロギーはただの道徳的説教に終わってしまい、⁽⁹⁾名譽革命体制を擁護する政権党のコート＝ウィッグの思想家たちは、たしかに近代商業社会により即応してはいたが、政治にも人格にも道徳的構造を新たに与えることはできなかったとし、⁽¹⁰⁾その矛盾と亀裂は解決されなかったとしている。ポーコックは、ヒュームをこの亀裂において、双方の価値に引き裂かれたものとしてとらえているが、ヒュームは基本的にそれ以上の存在とはされていない。⁽¹¹⁾しかし、ヒュームは言論空間への参加という形の参加を説くことにより、迂回した形でこの亀裂に対し独自の応答をしていた。この十八世紀におけるヒュームの独特の立場を明らかにすることは、通史におけるヒュームの位置づけの見直しにもつながる。つまり、ホップズ・ロック・ルソーらの社会契約思想が作為的に政治秩序を構成する主体性を持つていたのに対し、そうした主体性を持たず歴史的所与に対してヒュームは受動的だったとする位置づけ⁽¹²⁾に対し、ヒュームは、歴史や情念への分析を踏まえた独自の方法で、政治権力に対する牽制を目指したという視点を提起する。

以上のことを明らかにするために、本稿では、まず第一節においてエッセイ「出版の自由について」を分析し、ヒュームがその中で論じている言論の自由の行使と党派の相互牽制について考察する。次に第一節で得られた観点から、『道徳

政治論集』及び『政治論集』所収のエッセイと『イングランド史』を、第二節以下で、主に言論の自由の担い手とその資質という観点から検討する。その作業を通じて、ヒュームにおける「言論の自由」とその条件を考察する。

(本稿では、ヒュームのエッセイについては、*Essays, Moral Political and Literary*, ed. Eugene F. Miller, Revised Edition, Liberty Classics, 1985. をテキストとして使用し、文中では「E」と省略して表示し頁数を示した。『イングランド史』は *The History of England*, Liberty Classics, 1983. をテキストとして使用し、文中「H」と表示し巻数と章数およびページ数を示した。なお、エッセイについては、田中敏弘訳『道徳・政治・文学論集』名古屋大学出版会、二〇一一年、および、小松茂夫訳『市民の国について』岩波文庫、(上巻一九五二年、下巻一九八二年)を参考に行っているが、本文中の訳文は筆者による。)

第一節 言論の自由と相互牽制

ヒュームが生きたブリテンにおける十八世紀は、ウィッグとトーリーの二つの党派が激しく対立した時代だった。一六九五年に出版許可法が廃止されたことにより、ジャーナリズムは活況を呈し、二つの党派は剣をペンに変えて激しく新聞や文書による議論や応酬を行うようになった。一七一五年のジャコバイトの乱以降、野党となったトーリーはウィッグの非主流派と提携してカントリー(在野党)を形成し、政権を握っているウォルポールを中心とした主流派ウィッグ(コート(宮廷党))と対立した。この時代はジャーナリズムの黎明期であり、多くの新聞が発行され、コーヒーマウスで回覧された。一部の上流階層のみではなく、多くの人々が政治に関心を持ち、議会外で活発な政治批判が行われた。

ヒュームが『道徳政治論集』(*Essays, Moral Political*)を出版した一七四一年は、こうした状況の中だった。⁽¹⁴⁾本節では、同書の中のエッセイ「出版の自由について」(*Of the Liberty of the Press*)の前半の内容についてまず検討し、権力を言論の自由によって牽制することが政治社会の自由にとって不可欠であるというヒュームの主張を確認する。その上で、

後半の内容を、歴史的文脈に留意しつつ検討し、ヒュームが言論空間を通した迂回した形での、ある種の政治への参加の契機を説いていたことを検討したい。

「出版の自由について」の全体の構成を言えば、まず前半において、ヒュームはブリテンにおける出版の自由の成立原因を、共和制の要素優位の混合政体に求める。単一の政体と混合政体をそれぞれ考察し、「猜疑心 (Jealousy)」が原因としてうまく働くことにより、共和制の要素優位の混合政体においてのみ広範な言論・出版の自由が成立・維持されると述べる。さらに後半で、言論の自由の行使が、国民の判断力を向上させ、為政者に手遅れになる前に不平不満を認識させて素早い政策を打たせると述べる。

ヒュームはまず冒頭において、「我々がこの国で享受する極端な自由、つまり、公に対して伝えたいことを何であれ伝え、国王や為政者によつて始められたあらゆる処置を公然と非難するという自由よりも、外国人を驚かせるものは無い。」(E6)と述べる。政府の決めた戦争であれ平和であれ異論が必ず出されるこうした自由は、他のいかなる国でも認められていないとヒュームは述べる。さらに「どうしてグレート・ブリテンのみがこの特有な特権を享受することが起こったのか？」という問いをヒュームは提起する。ヒュームは、その理由は、完全に君主制的でも共和制的でもない混合政体にあるとする。純粋な君主制と共和制、及び二つの要素の比重の異なる混合政体をヒュームは比較考察する。まず、純粋な君主制としてフランス、同じく純粋な共和制としてオランダが例に挙げられる。ヒュームはこの二つの国では、どちらも共通点として、為政者と被治者双方に猜疑心が発生しないと述べる。その結果、フランスはかなりの自由を、オランダはかなりの広汎な裁量権による専制的な権力を生み出し、近似的なものになると論じる。

混合政体において、君主制の要素の優勢な例としてローマ帝国を、共和制の要素の優勢な例としてイングランドを挙げる。こうした混合政体は相互監視と猜疑心を生じると述べる。ヒュームは、ローマ皇帝は猜疑心によつて暴虐へと駆り立てられたことを指摘し、少量の自由の混ざった専制が最も恐るべき圧制となると述べる。次に、イングランドについて考察し、「他方、君主制の要素を多く混合しているのだけれども、イングランドでは政府の共和制の要素が優勢なので、その自己保存のために為政者に対し注意深い猜疑心 (a watchful jealousy) が維持され、自由裁量の権力を除去し、

一般的で確固たる法律によって各自の生命・財産を守らざるを得なくなる。」(E.12)と述べる。

つまり、共和制の要素が優勢の混合政体においてこそ、注意深い猜疑心が生じ、権力への監視や牽制が行われ、自由が維持されるとヒュームは述べる。ヒュームは、ブリテンには放縱なまでの言論の自由が生じているが、この言論の自由は恣意的な権力を防ぎ、そのために人々の精神を目覚めさせる働きを持つとしている。

「もし我々がその進展を防ぐことに注意しなければ、そして王国の端から端へ警告を伝える容易な手段がなければ、恣意的な権力がいつの間にか襲い来ることが懸念される。国民の精神は、宮廷・コート (the court) の野望を制限するために、しばしば目覚めさせられねばならない。そして目覚めさせられたこの精神の心配はこうした野心を防ぐことに用いられなければならない。この目的に出版の自由ほど効果的なものは無い。出版の自由によって、その国民の全ての学識・機知・天才は自由の陣営に動員され、皆がその防衛に活気付けられることになるだろう。」(E.12)

ヒュームが『人間本性論』の中で、「理性は情念の奴隷であり、ただ奴隷であるべきであり、情念に奉仕し従う以外の働きはできない。」⁽¹⁵⁾と述べたことは有名である。ヒュームは情念を規制するのは理性ではなく情念であり、情念のみが自他の情念の方向を変化させ規整するという人間観を哲学において確立していた。⁽¹⁶⁾この「出版の自由について」の中の「猜疑心」の重視も、その人間観を根拠としている。

ヒュームの一世紀前に、検閲を批判し、言論出版の自由を擁護したミルトンは、「すべての人が強制されるより、寛容に遇されるほうが明らかに有益であり、思慮があり、キリスト教的であります。」⁽¹⁷⁾と述べ、徹頭徹尾、人間が真理に近づくために有益であるという観点から言論出版の自由を擁護した。それに対して、ヒュームは猜疑心という情念によって権力を牽制するという観点から言論の自由を擁護し、個人の真理探究というよりも対他的なコミュニケーションの問題として言論の自由を考察している。

エッセイ「出版の自由について」の当初の版では、以上の前半の内容に続けて、さらに後半の内容があった。しかし、

一七七〇年の改訂版で後半部分は削除された。さらに、一七七七年の改訂版では、「しかしながら出版の無制限の自由は、それに対する適切な強制手段を提示することが難しいのだけれど、混合政体に付随する害悪 (evils) の一つと認められなければならない。」(E:13) という文章が付け加えられた。

このことは、当初後半部分で展開された手放しでの言論の自由の賛美について、一定の留保をヒュームが付けたことを示している。しかし、すでに本節で検討した同エッセイの前半の内容の変更はない。言論の自由が適切な政治権力の監視や牽制のために重要であり擁護されるべきだという主張は、ヒュームにおいて変更されていない。

一七四一年の最初の版において付されていた後半が、一七七〇年の改訂で削除された理由として、一七六〇年代のウィルクスを中心とした急進主義の台頭が歴史的文脈として注目される。ヒュームはウィルクスらによる反スコットランド感情を露わにした騒乱に強い不快感を持っていた。⁽¹⁸⁾ 言論の自由が未だ十分確立しておらずジャコバイト狩りが行われた十八世紀前半の状況と、議事報道の自由までが確立した十八世紀後半では、状況が大きく変化していた。⁽¹⁹⁾

したがって、その手放しの言論の自由賛美についてはのちに修正されたことに注意しつつ、「出版の自由について」の当初の版に存在していた後半の内容を見ることは、ヒュームが言論の自由について、少なくとも一七四一年から一七七〇年までどう考えていたかを見る参考になる。同エッセイの後半部分において、ヒュームは、出版の自由には何の都合も伴わず、人類の共通権利として要求されてよく、教会支配の政体を除けば、あらゆる政体で享受されるべきだと主張する。出版の自由はいかに濫用されようと、大衆 (popular) を暴動や反乱に駆り立てることはないヒュームは述べた。むしろ、言葉として表現されることにより、為政者 (magistrate) はかえって正確に状況や民意を把握できるとヒュームは述べる。「そして、不平や秘められた不満については、言葉として表現されたほうが良い。そうした不平不満への救済策を用意するには遅すぎることになる前に、その不平不満が為政者の知識となるからである。」(E:604)

この記述に続けて、国民 (the people) は臆猛な野獣としてよりも理性的な存在として導く方が優っている、イングランドの市民的自由 (civil liberty) はまだ何も有害な結果は生んでいないとし、ヒュームは以下のように述べる。

「そして人々は毎日より一層の公共の事象への自由な討論 (the free discussion of public affairs) に慣れていくこと

によって、判断が改善され、あらゆる無意味な噂や大衆の騒擾にそそのかされにくくなることを期待しうる。」(E:605)
ヒュームは、被治者の不平不満を手遅れにならないうちに為政者が把握することを可能にすることと、被治者は「公共の事象への自由な討論」への参加により判断能力が改善されるという二点を指摘している。ヒュームは、ここで決して直接的な政治的決定への参加は述べてはいない。しかし、ヒュームは、為政者への世論を通じたインプットと「公的事象への自由な討論」への参加によって能力の改善が行われることを明確に述べている。

このことは、当時の歴史的文脈においては、極めて注意に値する。当時のブリテンにおける選挙有権者は全人口のおよそ四%だった。⁽²⁰⁾極めて寡頭的な政治体制だったが、その中で、ヒュームは、議会外でのジャーナリズム・世論の空間に選挙有権者以外の人々が参加することで、権力を監視し、不平不満を政府にインプットし、それらの人々自身の判断力も改善されるということを構想していた。

この後半の内容は、必ずしも従来のヒューム研究では、のちの版で削られたため、十分な注意を払われていない。しかし、第二節以下で見ると、野党の側からの権力の監視や政権与党へのインプットを重視しているという点で、また、党派の偏見を除去し歴史への理解に基づいた穏健な態度を涵養するという点において、「出版の自由について」の後半の内容は、他のエッセイにおいて持続している。このことを見るために第二節では、権力の牽制と言論の自由の担い手について、ヒュームが他のエッセイでどのように述べているかを検討する。

第二節 自由の担い手としての中間層とトリー

前節では、ヒュームのエッセイ「出版の自由について」を検討し、政治権力に対する「注意深い目(a watchful eye)」(E:112)を身につけた人々が言論の自由の行使を通じて権力を牽制し、政府に要望をインプットし、討論によって判断能力を改善することをヒュームが述べていることを確認した。本節では、前節で確認したこの観点から、他のエッセイについて考察したい。

ヒュームは、「出版の自由について」と同じく一七四一年に出されたエッセイ「統治の第一原理について」(Of The First Principles of Government)において、支配者は常に少数者であり、多数者である被治者の意見 (opinion) によつてのみ支配は成り立っていると述べ、「統治の基礎となるものは意見のみである。」(E:32)としている。さらに、この意見を、公共の利益についての意見、権力に対する権利についての意見、所有に対する権利についての意見の三種類に分け、この三つの意見が統治の基礎であると述べている。つまり、ヒュームにおいては、言論の自由を通じていかなる意見が形成されるかは、統治の安定や変動において決定的に重要なことであつた。

それでは、言論の自由の行使について、どのような存在を具体的な担い手だとヒュームは考えていたのだろうか。先行研究が述べているように、ヒュームは中間層を自由の担い手として位置づけていた。⁽²¹⁾ヒュームは、一七五二年に出版した『政治論集』所収のエッセイ「技芸の洗練について」(Of Refinement in the Arts)において、技芸と洗練が発達した社会では活動や快楽が刺激され人間の行動は活発となるとし、奢侈のない社会の怠惰さに比べてはるかに人間は幸福となり、勤労と機械的技術の洗練と学芸の発達が促されると述べる。洗練された技芸の発展は人間をより社会的にし、学問に富み豊かな会話 (conversation) を持つて人々は相互に刺激しあい、勤労・知識・人間性の高まりを感じる。⁽²³⁾さらに、ヒュームは、奢侈が商工業を育成すれば、自由の担い手としての中間層が商工業の中に育つと指摘する。

「しかし、奢侈が商業と勤労を育む所では、土地を適切に耕すことにより、農民は富裕になり独立するようになる。他方、商工業者は一定の所有を獲得し、公的自由 (public liberty) の最良で最も堅固な基礎であるあの中間層 (middling rank of men) に権威と尊敬をもたらす。こうした人々は、農民のように貧困と精神の低劣さから隷従に甘んずるようなことはないし、また領主たちとも異なり他人を虐げたいと欲することも無く、その欲望を満たすために主権者の圧制を許す気にもならない。彼らは、彼らの財産を保障するとともに、貴族制の圧制と君主制の圧制との双方から彼らを防御する平等な法を切望する。」(E:277)

この箇所において、ヒュームは、中間層が「公的自由」の担い手となることを明確に述べている。「公的自由」とは、ヒュームにおいて必ずしも明確に定義づけられているわけではないが、法律の制定や維持を求めて言論の自由を行使することだと上記の文章から理解できる。十七世紀から十八世紀にかけて、イングランドでは、それまでの社会の二分法に変わって、上流・中間層・下層の三分法が広まった。一六八八年のヤングの社会表では、上流一％・中間層三六％・下層民六三％、一七六〇年のマッシーの社会表では、上流一％・中間層四〇％・下層五九％だとされている。²⁴ おおむね、一％が王や大貴族たち上流で、四割が中間層、六割が下層というのが当時のイングランドの人口構成だった。

ヒュームは、中間層を具体的にどのように考えていたのだろうか。先に引用した部分からは主に商工業者から構成されるものだと考えていたことがうかがわれる。ヒュームは、エッセイ「中間的狀態について」(Of the Middle Station of Life) の中で「中間的狀態」として、法律家や医者や詩人を挙げている。(E:548)

この中間的狀態の人々は、快楽に耽る上層と生活に追われる下層の人のどちらとも異なるとヒュームは述べる。それらの人々は、美德と友情と智慧と能力を持つことができ、幸福にも恵まれるとヒュームは説く。フォーブズは、このエッセイを「ここではあまり助けにならない。」²⁵として、このエッセイは一七四二年の版にのみ登場し、その後の版には現れないことから重視できないとしている。たしかに、同エッセイはヒューム自身重視していたわけではないと考えられるが、ヒュームがこの中間的狀態の人々に高い評価を与えていたことを示している。

また、ヒュームは、一七六六年に書かれたチュルゴー宛ての手紙の中で、土地所有と消費のどちらに税を課すべきかという議論の中で、以下のように述べている。

「私はまた以下のことを考慮することを願っています。つまり、土地の所有者と労働する貧しい人々に加えて、あらゆる文明的な共同体にはとも広範でとも豊かな、商業において資本を用い、貧しい階層に仕事を与えることから多大な収入を享受する集団が存在します。フランスとイギリスにおいてはこの種の収入は土地から生じるものよりもはるかに大きいと私は確信しています。これは、商人に加えて、正確に言えば、すべての店主とあらゆる種類の熟

練した商人・職人 (Master-Tradesmen) だと、私はこの階級を理解しています。⁽²⁶⁾」

ここでヒュームは、土地所有者とも労働者とも区別される広範な豊かな層を、商工業者が形成していることを指摘している。同書簡は、税金が高くなった場合、商品を値上げすることは市場での競争のために難しく、労働を増やすか節約するしかないと指摘し、節約するしかない土地所有者よりも、消費に税金を課することが妥当だと述べている。中間層に対し、実質的な担税能力の点でもヒュームは大きく注目していた。

上記のことから、ヒューム自身が当時の中間層をどのぐらいの人数と把握していたかは必ずしもわからないが、商工業者を中心とし、弁護士や医者などの専門職も含めた、上流とも下層とも異なる広範な人々と想定していたことがわかる。ヒュームは、エッセイ「エッセイを書くことについて」(Of Essay-Writing) において、動物的な人生ではなく、精神を働かせる優雅な人々を「学識ある人々」(the learned) と「会話する人々」(the conversable) に区分している。さらに、自分自身を「学問の国から会話の国へ」派遣された「大使」だと述べた (E.535)。

先に挙げたエッセイ「技芸の洗練について」の中で、洗練された技芸が発達するほど、人々は会話に富むようになることと、商工業が発達される自由の担い手としての中間層が成立することをヒュームは指摘していた。つまり、ヒュームは、商業や技芸が発達する中で成立する中間層の人々を「会話する人々」とし、自らの主要な読者層と考えていた。

さらに、広範な中間層がイングランドに存在しているというヒュームの認識を示す箇所がある。一七四一年に出されたエッセイ「グレート・ブリテンの党派について」(Of the Parties of Great Britain) の中の以下の記述である。その中でヒュームは、スコットランドには中間層が存在せず、イングランドに中間層が特有であると、さらにイングランドの中間層にはトリーアの思想的影響が浸透しているという認識を示している。

「そこには(スコットランドには一筆者補足)ただ二つの階級しかない。いくばくかの財産と教育を持ったジェントルマンと、最もみすばらしく従属状態にある貧民とである。世界の他の部分よりも、イングランドにはとても多くの人数

の中間層の人間 (middling Rank of Men) が都市にも地方にもいるが、(スコットランドには) いない。隷属状態にある貧民はいかなる思想的原理 (Principles) を持つことも無理である。ジェントルマンは時間と経験によって真実の思想的原理に変化しうるかもしれない。中間層の人間は知的好奇心と知識を思想的原理を形成するのに十分持っているが、しかし真実の思想的原理を形成したり、今まで摂取してきた偏見を修正するには十分な知的好奇心と知識を持っていない。そして、イングランドにおいては、中間層の中にトリーリーの思想的原理が最も浸透している。」(E:616)

この記述は、一七四二年の改訂で削除されることになるが、イングランドには中間層が多いこと、その知的能力に大きな可能性があること、しかしながら、その時点においては従来のトリーリーの思想を持っている者が多いとヒュームが認識していたことを示している。ヒュームは中間層を自由の担い手として重視すると同時に、中間層にはトリーリー的な思想が浸透していることを認識していた。

ヒュームは、まさにこの層にあてて、自らのエッセイを書き続けた。ヒュームはさまざまなエッセイにおいて、このトリーリーの思想を除去するために努力を重ねている。たとえば、一七五八年に新たに追加されたエッセイ「党派の歩みよりについて」(Of the Coalition of Parties) の中で、ヒュームは結論として、「不平不満の党」(malcontent party) に対して必ず論争に負けるような原理に執着することをやめるように勧告している。

エッセイ「党派の歩みよりについて」でヒュームはまず、自由な政体においては党派の違いをなくすことは不可能だし望ましくもないと述べる。しかし、政体の本質的な部分や王位継承に関する党派対立は妥協の余地がないため危険だと述べる。ヒュームは、党派の見解上の相違をなくし、和解を進めようという機運が最近起こっていると、このような傾向は望ましく促進すべきことだと述べる。ヒュームが述べている党派の見解上の相違をなくそうとする近年の試みとは、はつきり名前をあげていないが、ポリングブルックからカントリーの思想家のことだと考えられる⁽²⁷⁾。

しかし、ヒュームは、実際にはカントリーは党派対立の穏健化を実現できず、そもそも名誉革命体制に適応できていないと考えていた。党派の和解という目的のために、一党が他党に対して優越感を持つたりせず、穏健な意見 (moderate

opinion)を促進し、あらゆる論争において適度な中庸 (proper medium)を見つけ、時には反対側の人々が正しい場合もあると理解し、称賛と非難のバランスをとることが双方にとって重要だとヒュームは述べる。

その上で、ヒュームはこのエッセイの末尾において以下のように述べている。

「過った立場に基づいた主張に力点を置き続けること、そしてどうにも受け入れがたい論点を主張論争することによって、対抗者に成功と勝利を譲渡することほど大義 (cause) を裏切る効果的な方法はない。」(E:501)

この不満党とは、直前の文章の中で過去の王家の復興を企てる者を批判していることを考えれば、カントリー (トリー) に対して述べているものと受けとめることが妥当である。つまり、ヒュームは、トリーの思想を持つ中間層に対し、不必要な原理や愛着を捨て、現在の国制を受け入れることを勧告していた。

ヒュームにおいては、トリー (カントリー) の過剰な政府攻撃を封じ込めて名譽革命体制の安定を図るという従来の「懐疑的ウィッグ」の解釈から理解されてきた内容は、あくまで一つの側面である。それと同時に、中間層において浸透するトリーの偏った信条を除去し、名譽革命体制を受け入れた上でウィッグに対抗するもう一つの軸になることをヒュームは求めていた。たとえば、ヒュームは、一七五二年の『政治論集』所収のエッセイ「完全な共和国についての設計案」において、「競争者会議」(the court of competitors) という、選挙に次点で落ちた人々によるオンブズマンのような組織を構想していた。⁽²⁸⁾ (E:519)

この競争者会議は、会計の監督や法案の提出や不服申し立てを元老院や州代議員に行うことができるとされる。この競争者会議は「出版の自由について」の中で述べられた異なる二つの党派の相互掣肘、つまり猜疑心の情念による相互掣肘を、より制度的に実現する構想である。第一節で見た異なる二つの党派、特に野党の側からのインプットを重視し、体制に組み込む構想が、ここには一貫している。この構想は、「完全な共和国についての設計案」においてなされているだけではない。たとえば、ヒュームは、特定の個人の影響よりも政体の影響を重視し分析した一七四一年のエッセイ「政

治は科学になりうる」(That Politics may be reduced to a Science)の中で、安定した国制を踏まえた党派の関係について、以下のような判断を最終的にしている。

「我々の国制はそんなに素晴らしいのか。それならば、内閣の変更はそんなに恐ろしいことではないだろう。」(E:30)

同エッセイは、名誉革命によって確立した国制を信頼し、政権交代を展望している。つまり、相対する党派を体制の中に組みこみ、共存させ、相互に牽制させることを主張している。ヒュームにおいては、このように二つの党派が共存しつつ切磋琢磨し相互に権力を監視し合うこと、特に現在野党となっている側が言論の自由を享受し、権力を監視することが、自由にとって不可欠のことだった。しかし、「懐疑的ウィッグ」説を中心とした先行研究においては、この点が十分に汲み取られてきたとは言い難い。

たとえば、エッセイ「出版の自由について」の後半が一七七〇年の改訂で削除されたことは第一節で述べたが、その時の改訂で同時に削られた文章があり、その中で従来のヒューム解釈では理解しがたい「自由」の用例がある。エッセイ「ロバート・ウォルポール卿の性格について」の中の以下の一節である。同エッセイは、一七四二年に出された『道徳政治論集』第二巻に掲載されたあと、一七四八年以降の版では『政治は科学になりうる』の脚注となっていたが、一七七〇年の版で削除された。その中で、ヒュームは以下のように述べる。

「彼(ウォルポール—筆者補足)の時代を通じて交易は繁栄し、自由は没落(decline)し、学問は零落した。」(E:576)

このウォルポールの時代に「没落」した「自由」とは何を意味するのか、「懐疑的ウィッグ」説を中心とした従来の解釈組みでは理解できない。ウォルポールの時代は名誉革命体制が確立した時代だからである。ヒュームにおける「自由」に関する先行研究の解釈枠組み、つまり「法的自由」と「国制的自由」という解釈においても、ウォルポール時代

に「自由は没落」したという表現は理解しがたい。ウォルポールの時代は、所有の安定のもとに商業の発展が遂げられ、混合政体は維持されていたからである。

しかし、ヒュームがウォルポールの時代に「没落」したと述べている「自由」の内容は、政権与党に対する野党、つまりカントリーの停滞や混乱と考えれば理解できる。ヒュームは、このエッセイの中で、「私はブリテン人として、彼の没落(B23)を穏やかに願う。そしてもし私が(上院か下院の)筆者補足)どちらかの院の議員ならば、彼をセント・ジェームズ宮殿から除去することに一票を投ずるだろう。」(E576)と述べている。

このことは、明確にヒュームがウォルポールの側にはなく、反ウォルポールという点ではカントリーと同じ政治的立場に立っていたことを示している。もともと、ヒュームは個人としてはウォルポールが穏やかで安全な余生を送ることを望んでいることを最後に述べており、党派的な憎悪とは一線を画している。しかし、ヒュームは単なる中立というよりは、実際の政治的行動においてはカントリーの側の立場をとると述べていることは明白である。

「出版の自由について」の後半と、「ウォルポール卿の性格について」の文章が削除された一七七〇年は、ビュート伯の短い期間を除いてウォルポール以来政権を独占してきたウィッグから、トリー党のノースに政権が移った年である。ノースはかつてウィルクスの下院追放を主張し、国会で実現した人物である。ウィルクスらの騒動に嫌悪感を持っていたヒュームが「出版の自由について」における政府への批判の自由を賛美する主張を部分的に伏せ、もはや必要が特になくなったウォルポールについての批判の一節は削除したのは、一七七〇年当時の歴史的な文脈によるものだった。

ヒュームは政治における自由をどのように主張するかに関して、歴史的な文脈によって変化させていた。その理由は、一七七七年に新たに加えられたエッセイ「統治の起源について」(Of the Origin of Government)の中で明確に述べられているように、「自由」と「権威」の両方を政治社会にとって不可欠と考えていたことによる(E40)。したがって、直面する状況によって、このどちらかに力点を置くかを微妙にそのつど変えていた。ヒュームは、確立された国制に対して穏健な態度を持ち異なる党派と共存すること、権力を監視・牽制することの両方を重視していた。

本節で検討したことから、ヒュームの擁護する自由の中には、「法的自由」「国制的自由」に加えて、政治権力に対し

て野党が健在であること、ヒュームの同時代の文脈でいえばカントリーが健在であるという要素が存在していたと指摘できる。中間層と、その中間層を背景にしたカントリーが、政治権力に対して注意深い目を持ち、権力を牽制していく。そのことが、ヒュームにおける「自由」の実現として重要だった。このことを、第三節ではさらに「中間権力」を検討することを通じて確認する。

第三節 「中間権力」に代わるものとしての中間層

前節では、ヒュームが中間層を自由の担い手として位置づけたことを見た。この「中間層」は、本節で見ると、あくまで歴史的な進歩において登場したものだとしてヒュームは考えていた。ヒュームは『イングランド史』(History of England)を、一七五四年から一七六二年にかけて全六巻で出版した。ヒュームはこの『イングランド史』の中で、中間層が歴史の中で徐々に進歩した様子について述べている。

ヒュームの『イングランド史』はその対象をアングロ・サクソンの時代から名譽革命までの期間としている。具体的な事実や事件の叙述の中に、生活様式の発達についての分析がみられる事は先行研究が指摘している。第一巻の附録一において、アングロ・サクソンの時代においては、貴族と庶民が大きく分かれ、庶民が富を築くための交易も産業(trade or industry)もほとんど存在せず、中間層が存在しなかったことを指摘している(HI.Appendix I.169)。さらに「ヒュームは、第二巻において、エドワード三世の時代において、王と貴族と僧侶の他の三つの階級と比べて、庶民は小さな力しか持たなかったが、徐々に力をつけたことを述べている(HI.16.284)。ヒュームは、*技芸や産業(arts and industry)*が古代社会と異なり、中世以降の社会では増大するほど、自由も増大し、また自由の増大がさらに*技芸や産業*を発達させたことを指摘する。ヘンリー七世の時期には生活様式の変化が起こり、*商業や農業*によって収入を得ることを人々が工夫するようになり、結果として都市が発達し中間層の富と力が強くなり、王は庶民と組んで貴族の没落を促し、絶対王政が確立されたと述べる。(H4.Appendix 3.384)

ヒュームは、生活様式の変化こそ、本当の意味の革命を人の世に起こすと考えていた。ヘンリー七世の時期について、ヒュームは「密かな革命」というべき変化が生活様式の変化によって起こったことを指摘する。「しかし、生活様式 (manners) の変化が統治 (government) の密かな革命 (secret revolution) と領主 (barons) の権力を覆したことの主な原因だった。小作農や小作人の古来の隷従がいくばくかこの統治 (チューダー朝の時代―筆者補足) には残っていたようだが、その後無くなった。」(H4 appendix3:385)

この「密かな革命」という表現の他に、第五巻において、ジェームズ一世の時代についてヒュームは、「感じることでできない革命」(insensible revolution) が起こり、文芸、技芸、航海術、旅行、政治学の一般的な体系が大きな進歩をとげたとしている。(H5:45,18) ヒュームにとっては、長い時間の中で起る生活様式や経済・文化の変化こそが本当の革命であり、主権者のとるべき政策は、人間があるがままにとらえ、時代の自然な成り行きに即しながら、その変化に改良を加えることだった。ヒュームは、「一七五二年の『政治論集』所収のエッセイ「商業について」(Of Commerce) の中で以下のように述べている。

「主権者は人間があるがままの姿で受け取らなければならず、人々の原則や思考様式に激しい変化 (violent change) を持ち込もうとすることはできない。人間の事象の様相をずいぶんとさまざまに変化させる大きな革命 (great revolution) を生じるには、長い時間の成り行きと多様な偶然と事情が必要である。…(中略) …人間の通常の傾向に従い、それが許容しうるすべての改良を与えるのが主権者の最上の政策である。」(E:260)

ヒュームはこのように歴史に即した改良を加えることを政治権力に求めるが、政治権力は、時として経済に対して愚かな行為も行うことも指摘している。ヒュームは第四巻の附録三において、エリザベス一世の治世における国王大権の大きさとさまざまな不規則な課税を指摘し、「恣意的な権力が金銭を運び去るための発明は終わりがなかった」(H4, Appendix3:362)と形容し、もしエリザベスの政策が続けばモロッコ程度のわずかな産業しか残らなかったと述べている

(H4, Appendix 3.361)。また、エドワード二世の時代の価格統制を批判した(H2, 14.77)。政治が経済の仕組みを理解せず誤った政策をとることをヒュームは批判し、政治権力には技芸や産業に対する繊細な感覚と配慮を求めている。

ヒュームがウォルポールの時代に「自由」が「没落」したという認識を持っていたことを前節では見た。政治権力が不当な干渉を行わないように注意深い目を光らせることが自由の維持のために必要であり、そのような自由が没落してしまった場合、政治権力から人々は身を守ることができなくなる。この危機感ヒュームに強く存在していた。

ヒュームの『イングランド史』には、中間層とは別に、「中間権力」(middle power)という用語が出てくる。ヒュームは、この「中間権力」がかつては国王と人民の中間に立つて自由を擁護する役割を果たしていたが、ヒュームの時代はそれが消滅しているという認識を持っていた。エリザベス女王の統治が、ボリングブルックらが言うような自由を謳歌した時代などではなく、国王大権が非常に強く臣民の権利は簡単に侵害される状態にあったことを述べる関連で、ヒュームは自らの同時代の状況について、以下の注目すべき文章を記している。

「(エリザベス女王時代の―筆者補足) イングランドの状況は、この王国の現在の政府よりも一見すると専制的な東洋の君主制に近いようであるけれど、実際は遠く離れていた。現在のイングランドの人々は(当時に比べると―筆者補足)何倍もの法律で守られているけれども、全体として裸であり、無防備で、武装解除され、そのうえいかなる庶民と王との間の中間権力によっても、もしくは独立した力のある貴族によっても守られていない。」(H4, Appendix 3.370)

『イングランド史』は基本的に過去の歴史について書かれたものだが、これはヒュームがその中に自らの時代についての認識をもちいたものとして注目に値する。つまり、この中で、ヒュームは、エリザベス女王の時代はヒュームの同時代よりも一見すると東洋の専制に近いように見えるが、実は同時代の方が自由の置かれている条件としてずっとエリザベスの時代よりも無防備であるという認識を示している。その理由として、ヒュームは「中間権力」の消滅ということを指摘している。ヒュームは、エリザベスの治世と比べて、ヒュームの生きている時代の方が、中間権力が機能してい

ない分、自由に関して危機的な状況にあると述べている。「中間権力」という言葉は、ヒュームの著作の中にはほとんど登場しないが、『イングランド史』以外にも、エッセイ「公信用について」の中で登場している。

「(公信用が支配する社会においては―筆者補足) 暴政に抵抗する手段は全く残らない。選挙は贈賄と腐敗によってのみ左右される。そして国王と人民の間の中間権力は完全に除去されてしまい、つらい専制が必ず支配する。」(E:358)

この記述は、当初の一七五二年の『政治論集』所収の際は存在せず、のちに一七六四年の版で追加された。ヒュームはエリザベスの治世に関する『イングランド史』第四巻の部分は一七五九年に出版し、一七六二年までに全六巻を出版している。そのことから考えれば、このエッセイの記述は、『イングランド史』の執筆と思索を経たものと言える。この記述からは、ヒュームは、公債によって中間権力が消滅することに危機感を持ち、警告を発していたことがわかる。

では、この「中間権力」とは何を指すのだろうか。中間層と同じであるのか、異なるのかについて議論があり、フォーブズは、中間層とは異なっていると考えている。「中間権力」は、より狭い意味における、国制の均衡や政治的自由の問題である。そして実際に、ヒュームはこの文脈に商人を含めようとせず、「土地所有者」だけを含めようとしていたようである。」とフォーブズは述べ、中間権力から商人を除外している。⁽²⁹⁾

中間権力が何を意味していたのかは必ずしもヒュームの記述からは明らかにはならないが、エリザベス期に存在したような貴族としての中間権力はヒュームの時代においてはほとんど消滅したとヒュームが考えていたことは上記引用箇所から考えて間違いない。国王と庶民の中間において自由を維持する存在として、エリザベス期のように貴族が中間権力として機能することは、同時代にはもはやなくなっているとヒュームは考えていた。しかし、それと同時に、ヒュームは混合政体の中の民主制的な部分の力が強くなっていることを指摘している。エッセイ「国民性について」においてヒュームは、「しかしイングランドの政体は君主制と貴族制と民主制の混合である。権力を持つ人民(The people in authority)は、ジェントリと商人から構成されている。」(E:207)と述べている。

「国民性について」は、一七四八年に『道徳政治論集』に追加されたエッセイであり、大半は氣候風土による国民性についての論述である。しかし、この記述の中で、権力を持つ人民の中に商人が含まれていることは注目に値する。ちなみに、当時の庶民院の議席の約六割はジェントリ層によって占められていた。十八世紀前半においては、商人と法律家がそれぞれ約十二%の議席を占め、十八世紀後半以降商工業者の比率が上がった。⁽³⁰⁾

結論から言えば、政治的権力から排除されている下層階級と、上流身分である君主制的・貴族制要素の間の、民主制的部分を、「中間権力」に代わる自由の担い手としてヒュームは考えていた。民主制的部分とは、つまり下院であり、その下院の力は商業の発達に支えられており、ただ下院に席を置く者だけでなく、もっと広範な中間層を背景としたものとヒュームは考えていた。その証拠に、前節で引用したエッセイ「技芸の洗練について」の中の中間層が公的自由の担い手であるという文章の直後には、次の文章が続いている。「下院は私たちの人民の政治の支えである (the support of our popular government)。そして、下院の主要な影響力と配慮は庶民の手に所有のバランスをこのようにもたらした、商業の増大によっていることは、世間の人すべてが認識することである。」(E:276)

この記述は、明確に下院の力が、商業の発展と関連しているとヒュームが認識していたことを示す。ヒュームは、「中間権力」の代わりに、自由を担い、恣意的な権力から身を守るだけの力を身につけた存在として、下院をあげ、その力は商業の発達によるとした。ジェントリだけでなく、商業に従事する人々も権力の担い手だとヒュームは考えた。下院を構成する有力な商人と中小ジェントリをヒュームは「人民の政治の支え」だと述べた。

さらに、その下院の背後には、選挙権を持たない広範な層である「中間層」を想定していた。そのことは、今引用した文章の直前の文章が、第二節で引用した中間層を公的自由の担い手とする文章だったことから明白である。直接の政治参加ではないとしても、言論の自由の行使を通じて、下院へインプットすることにより、権力を監視・牽制することを、ヒュームは中間層に求めていた。この中間層は、あくまで歴史的な条件の中で、徐々に成長してきたものであり、場合によっては権力の恣意的な政策によって打撃を受けかねないものだった。

『イングリランド史』のヒュームの執筆意図については、「はじめに」で述べたとおり、フォーブズは「懐疑的ウィッグ」

説の観点から、「古来の国制」論を封じ込めるといふ意図を主に見ている。犬塚元は、政治権力の統治が確立し、政治権力の制限が達成されるといふ二段階の過程、つまり国制の発展史を描くことが『イングランド史』の基本視角だったとする。³¹⁾坂本達哉は、『イングランド史』においてヒュームが生活様式の発達史を描いたことを分析している。フィリップソンは、キリスト教批判との関連から、自律的な人間の発展の歴史を描いたものとして『イングランド史』をとらえている。³³⁾これらはどれも傾聴に値する妥当なものである。それに加えて、本節で検討したことから、中間権力に代わり中間層を自由の担い手として歴史的に位置付けるための作業という意義を指摘できる。

ヒュームは中間権力の消滅のあとの中間層の将来について危機的な認識を持っていた。前節で触れたチュルギーへの書簡で、ヒュームは土地所有者とも貧しく労働する人々とも異なる、豊かな商工業者こそが、租税を負担する力が最もあるとし、土地所有者への課税より消費への課税が適切だと述べていた。一七五二年に出された『政治論集』所収のエッセイ「租税についで」(Of Taxes)の中でも、「最も良い租税は消費に課されるようなもの、特に奢侈品の消費に課されるものである。」(E.345)と述べられている。しかし、同じく『政治論集』所収のエッセイ「公用について」(Of Public Credit)の中で、ヒュームは、公債の利子の支払いのための増税が貧民を圧迫すること、過重な税負担には限界があることを指摘する(E.355-356)。さらに、『政治論集』所収のエッセイ「勢力均衡についで」(Of the Balance of Power)の中において、以下のように述べている。

「我々のフランスとの戦争は正義と、さらにおそらく必然性によって始まったが、常に頑迷さと情念のためあまりにも極端に押し上げられた。…(中略)…したがって、フランスとの戦争の半ば以上、そしてすべての公用は、隣国の野心によるよりは我々自身の無思慮な激しさに多くよっていることをここに我々を見るのである。」(E.339)

つまり、フランスとの戦争の半分以上、そしてその戦争に費やされた公債は、不必要なものだったとヒュームは述べている。無思慮な熱狂による不必要な対外戦争が膨大な公債と過重な増税を生じさせ、いかに中間層が担税能力がある

うとその限界に達することをヒュームは心配した。さらに、「公信用について」の中でヒュームは、増税について、「立法府により、商業を害したり勤労(industry)を損なうような租税が決して課されないようにするという決意がなされるべきではあるけれども、このように極度に繊細な主題において、誤ることなく正当に推論することや、差し迫った困難の中においてその決意が誘惑されないことは、人間にとつて無理であろう。」(E.358)と心配していた。

熱狂の行き過ぎによる戦争とそれによる公債増大とその償還のための増税によって、場合によっては中間層が大きな打撃を受ける危険があると、ヒュームは警告を発していた。ヒュームは、政治が繊細な思慮を欠いて戦争や経済政策を行うことにより大きな損失を人々が蒙る危険があり、それを防ぐためには、世論、つまり実質的には中間層の世論が、権力を不断に監視する必要があるとしていた。

しかし、権力を適切に監視するためには、相対する二つの党派が穩健に共存している必要がある、そのためには中間層はトリーの思想的影響を克服することが必要だった。次節ではさらに、『イングランド史』と党派についてのエッセイを検討し、歴史理解を通じて穩健な態度を涵養し、利害に争点を絞って権力と対峙する批判的な勢力を確立することをヒュームが目指したことを確認する。

第四節 歴史理解による党派対立の穩健化

本節では、ヒュームの政治思想は中間層の人々を「言論の自由」の担い手とするために構想されたという今まで検討してきた観点から、ヒュームの党派論を検討する。従来、ヒュームの党派の穩健化の議論は、主に「懐疑的ウィッグ」説の観点から、トリーの封じ込めのための議論として解釈されてきた。

しかし、一七五六年に出版された『イングランド史』第六卷(34)の中には、次のように、それでは必ずしも十分に理解できない箇所がある。

「ウィッグ党は、この七十年の道のりの間、ほとんど中断なく、すべての政治権力を享受してきた。彼らの顔ききと保護がなければ、あらゆる名譽も官職も手に入れることはできない。しかし、いくつかの点においては国家にとつて有益だったこの出来事（ウィッグの権力独占―筆者補足）は、歴史の真実を明らかに破壊してきたし、いかなる文明国も自国の出来事に関して抱くことが説明のつかないような、多くのひどい誤謬を確立してきた。：（中略）：しかし、あらゆる類の極端は避けるべきである。穩健な意見（moderate opinion）は両方の党派の人々の誰からも喜ばれないが、そこにおいて我々は最もよく真実と確實なことに出会えるのである。」（H6.71.533～534）

この箇所には、ウィッグがほとんど七十年間権力を握り続けてきたことにより、歴史が捻じ曲げられてきたことが述べられている。ヒュームは、ウィッグの権力独占により、歴史が必ずしも公正に書かれず、そのことによつて穩健な意見が確立していないことに強い問題意識を持つていた。さらに、ヒュームは「自伝」において、「しかし、ウィッグの党派が国家においても文芸においてもあらゆる地位を授ける力を持つていることを、私は経験から教わつていただけだ。彼らの無分別な騒ぎ立てに屈服する気にはまずならなかつたので、スチュアート家の最初の二人の王の統治に関してさらなる研究や読書や熟慮の結果生じた百力所以上の変更を、全て相も変わらずトリー側のために行つた。」（xxxviii）と述べている。

この箇所からは、ヒュームがウィッグからの圧力を覚悟していたこと、さらにウィッグの人々の逆鱗に触れてもあえてトリー側のために歴史を公平な立場から明らかにすることを目指していたことがわかる。ヒュームがこれほどまで不利益を覚悟でウィッグの見解に逆らい、トリー擁護とまでとられるほど中立な歴史記述を目指した理由は、「懷疑的ウィッグ」説や国制の発展段階を示すことが目的だったという解釈からは必ずしも十分な説明がつかない。

ヒュームがもろもろのエッセイ、および『イングランド史』で目指したのは、何よりも対立する二つの党派が双方の歴史を正しく理解することにより、相互の偏見を除去し、より穩健な態度を持つことであり、そのことによつて公的事象への自由な討論がより円滑に行われるための基礎をつくることだった。そのように考えた時に、ウィッグに批判的な

歴史執筆へのヒュームの努力はよく理解できる。

今まで見たように、ヒュームは相対する二つの党派が相互に牽制することが自由の維持にとって不可欠であることを指摘していた。しかし、以下に見るように、ヒュームにとって党派対立は、極めて慎重に穩健化の努力がなされるべき事柄だった。党派対立は制御不能となる危険性を持つていることに、ヒュームは極めて敏感だった。

ヒュームは『イングランド史』の中で、繰り返し党派対立が暴力にまで高まることによる被害を指摘する。ヒュームは、後世に清教徒革命と言われる政治的革命について、批判的に言及している。「人々が統治における革命 (revolution in government) によって何かを得ることは稀である。なぜならば、新しい落着は、猜疑的で不確かで、通常は前の政府よりもより多くの支払いと過酷さとともに支えられることになるに違いないからである。」(H5:59:520)

ヒュームにおいては、第三節で見たとおり、本当の変化とは経済や文化こそがもたらすものであり、政治には経済や文化の変化があるがままに観察し、できればその成長を促進し、少なくとも恣意的な干渉によってそれらを破壊しないようにすることが求められていた。ヒュームは、生活様式の変化が政治上の変化をもたらず動因であることを十分に認識しながら、なお内乱期における革命派の宗教的熱狂やそれによる内戦の惨禍に対して否定的な評価を下した。ヒュームから見た時に、革命の主導者たちはあまりにも宗教的な熱狂の持ち主だった。(H6:footnote:572)

内乱期の革命側の人々の熱狂、特に宗教的な熱狂に対して、ヒュームの評価は辛辣である。多くの箇所、ヒュームは熱情 (zeal) に駆られて内戦を起した人々の過激さや破壊性について言及し、批判している。

しかし、必ずしもヒュームは政治上の革命に反対だったとは言えない。ヒュームが、「密かな革命」が政治上の変化を引き起こすものと見ていたことは、「イングランドの国制は当時、矛盾した構成 (inconsistent fabric) であり、きしんだ不調和な部分はお互いにすぐに破壊しあい、そして古い形の分解から、より統一的一貫した政府の新しい形が生まれねばならなかった。」(H5:47:59) という記述からもわかる。

しかも、ヒュームは、実際に出来上がった名譽革命体制については、人類にとって「最も完全な自由の体系」とまで評価している(H6:71:531)。しかし、それはさまざまな諸事情が積み重なった結果、たまたまそうなっただけだとヒュー

ムは考えていた。政治上の革命は、通常の場合には、かえって高いコストを生じさせるとヒュームは考えていた。

ヒュームは一七四八年出版のエッセイ「原始契約について」(Of the Original Contract)の中で、人間の社会というものは異なる世代間の産物であり、人工的に一からつくることはできないしそのようなことは望ましくもなく、できれば理性・自由・正義の方向に漸進的に進むことが望ましく、暴力的な革新や革命は避けるべきであると述べる。さらに、ヘンリー八世やチャールズ一世の時代の革新は、結果は好都合となったといえ、危険極まりなかったと述べている。つまり、暴力を避け、穏健な態度を身につけた人々が漸進的な改良を行うことをヒュームは望んでいた。そのために最も障害となるものが、いかなる党派のものであれ、宗教的な熱狂だった。

ヒュームの生きた時代には、一七一五年と一七四五年と、二回のジャコバイトの乱が起きている。ヒュームはこの第二回目のジャコバイトの乱に連座した友人であるアーチボールド・スチュワートの弁護を行つて⁽³⁵⁾いる。ヒュームは一七四七年に書いた「前エディンバラ市長・アーチボールド・スチュワート卿の振舞と行為の真実の説明」(A True Account of the Behaviour and Conduct of Archibald Stewart, Esq; Late Lord Provost of Edinburgh)の中で、「政治的ウィッグ」と「宗教的ウィッグ」の区別をし、前者を良識と穏健さを持つ人であり、法と自由の愛好者であるとしている。一方、後者を宗教的熱狂に駆られるものだとしている。そして、政治的トーリーが政治的ウィッグに劣るのと同様に、宗教的ウィッグは宗教的トーリーよりも悪いと述べる。

同書の結びにおいて、アーチボールド・スチュワートの無罪判決を政治的ウィッグと政治的トーリーの人々が両方も喜んだことに触れつつ、「私は、トーリーの多くの人々の喜びがこの同じ動機から流れていることを想定するぐらいには十分寛大である。」⁽³⁶⁾と述べ、政治的ウィッグとともに政治的トーリーに一定の評価をヒュームは与えている。ヒュームは、宗教的な熱狂を排したウィッグとトーリーは共存可能だと考えていた。

ヒュームは宗教的な熱狂こそ危険とみなした。宗教的対立の危険性を除去するために、ヒュームは党派の対立軸を世俗的な利害の問題に限定しようとした。ヒュームは、一七四一年に出された『道徳政治論集』所収のエッセイ「党派についで」(Of Parties in General)において、まず党派を人的要因と実際的要因の二種類の原因によって区分する。この

うち、後者の实际的要因による党派をさらに三つに分け、「実際の党派は、利害(*interest*)からのものと、原理(*principle*)からのものと、愛着(*affection*)からのものとに区分できるだろう。すべての派閥の中で、最初のものが最も理になつてゐるし、最も許容できるものである。」(E:59)と述べる。

つまり、利害・原理・(特定家系に対する)愛着の三つに党派を分けたうえで、利害に基づく党派を、最も許容できるとしている。それに対し、抽象的な原理に基づく党派は、人間の事象の中でも最も異常な事柄だとヒュームは述べる。キリスト教の聖職者階級がこの種類の党派対立を助長してきたと述べ、信仰をめぐる宗教戦争を最も馬鹿げた戦争としている。また、特定家系への愛着に基づく党派の危険もヒュームは指摘する。ヒュームは、党派対立の争点から宗教と王家継承に関する事項を除去し、利害をめぐるものに軟着陸させようとしていた。

ヒュームが利害に基づく党派を最も受け入れられるものだとしていることについて、二十一世紀の今日から見れば、利害対立が本当に妥協可能なものなのか、争点を利害対立に絞れば穏健なものに党派対立が落着けるのかについて疑問はある。しかし、ヒュームが生きた当時、およびそれまでの時代のブリテンにおいては、コート(ウィッグ)とカントリー(あるいはトーリー)の二つの党派は、主に宗教と王家の継承をめぐることで激しく対立し、内戦の惨禍まで引き起こしていた。ヒュームはまず、宗教と王家の継承に関する対立を除去することを目指した。そのことは、当時においては、相対的に、妥協と共存が可能なところまで党派対立を軟着陸させる構想だったと言える。

ヒュームは、第二節でも引用した「グレート・ブリテンの党派について」の中で、現実には宗教や王家をめぐる対立においても指導者たちは利害で動く指摘し、利害対立が宗教や王家をめぐる問題に関連すると、さらに対立に火に油をそそぐことになる危険を述べている。ヒュームは、このような党派対立を緩和するのは、最終的に歴史への理解であると考へていた。その証拠に、同エッセイでは、歴史について言及しながら、ブリテンの内戦期において、二つの党派の対立が不可避だったこと、本当はそれほど両者に隔たりはなく、似た要素をお互いに抱えていたことを指摘する。まず、ヒュームは、内乱期において、当時の人々が騎士党と円頂党の二つの党派に分かれたのは当然なことだったとする。自由の蹂躪を許すか、国制の均衡を破壊するか、極端な選択肢しかなかったためである。

だが、実際は、両派のいずれも君主制も否定しなければ自由も否定しない人間がほとんどだったと述べる。ヒュームはトリーの本質を、実際は自由を深く愛する存在であり、「自由の愛好者であるが、より多く君主制を愛するもの」と規定する。しかし、名譽革命体制成立後には、トリーは自分たちの持つ原理や愛着が体制と一致できず、「自由を放棄することはないけれども、君主制の愛好者であり、スチュアート家の党派」となったとする。それに対し、ウィッグは「君主制を捨てるわけではないけれども、自由の愛好者であり、プロテスタントの王位継承の味方」と定義する(『二』)。同エッセイで、ヒュームは「党派について」の中で確立した利害・原理・愛着による党派の三つの区分を駆使してブリテンの当時の現実の党派を解釈し、歴史に照らし合わせながら、実際はトリーもウィッグも多少の君主制的要素と共和制的要素といずれかへの傾きが強いだけで似たような面もあることを指摘する。そのうえで、トリーが国王への絶対服従に関する極端な思弁的原理を持ち、かつ国教会の聖職者と結びついているところに、非国教徒らマイノリティが協力できない要素があることを指摘している。このことは、従来の先行研究においては主にカントリーの封じ込めの観点から解釈されてきた。しかし、本稿で今まで検討してきたことを踏まえれば、中間層に浸透するトリーの思想的偏りを克服するための議論だったと解釈できる。

歴史に基づいた相互理解と穩健な態度を涵養することをヒュームは重視した。その穩健な態度を身につけた二つの党派の共存と相互牽制こそが、自由を維持するために不可欠であると見ていた。ヒュームが党派対立を利害をめぐる争点に限定し、穩和化することを目指したことは、カントリー(トリー)の封じ込めにとどまらず、その思想的脱皮を目指すものだった。歴史理解を通じて、相互にそれほど大きな隔たりはなく、共通点もあることを理解し、二つの党派が穩健な対立と共存に移行すること。および、そのために、中間層がトリーの思想的な偏りを克服し、宗教や愛着ではなく利害を争点にした対立軸を理解し、適切に政治権力を牽制することをヒュームは構想していた。

結論

ヒュームは必ずしも法的自由や権力掣肘の国制的自由にとどまらない、「公的事象への自由な討論」を内容とする自由、つまり言論を通じて公的な事柄に参加する「言論の自由」を重視していた。その円滑な運営のためには、相対する党派を認め、共存することが不可欠であり、その基礎には歴史への理解に基づく穏健な態度を必要とみなした。言論の自由を行使する中間層が、切磋琢磨しながら判断能力を改善し、穏健な態度に基づき、政治権力を注意深い目で見つめ、自由を維持していくこと。これがヒュームの構想したことだった。ヒュームは、公的事象への自由な討論の参加者の資質として、歴史への深く繊細な理解とそれに基づく穏健な態度を求めていた。

ヒュームは、さまざまなエッセイと『イングリランド史』を通して、一貫して社会や人間をより穏健にすることを求め、歴史の中で徐々に成立した比較的広範なブリテンの中間層が、没落する中間権力に代わって、自由を担うことができる存在になることを目指した。中間層においてなお根強かったトーリーの思想的影響を克服し、中間層を名譽革命体制により穏健に適応させ、権力を批判的に監視・牽制する世論の担い手とすることをヒュームは目指した。こうしたヒュームの思想は、名譽革命体制の擁護や現状分析・現状維持のみには止まらない。ヒュームにおける自由は、たしかに法的自由や国制論的自由を重要な内容としており、それらの解釈は極めて有意義なものであるが、上記に見てきたように、必ずしもそれだけにはとどまらず、言論を通しての迂回した形での政治への参加が重要な要素として存在していた。

さらに、そのような言論の自由を維持するための、政治社会を構成する人間の資質が常に問われるものだった。ヒュームにおいては「言論の自由」・「中間層」・「歴史」・「穏健な態度」は分かちがたく連鎖し、どれが欠けても十全な自由は実現しえないものだった。言論の自由の行使という意味での中間層の政治への関与・参加と、そのために歴史理解に基づく穏健な態度の涵養を主張したという意味において、ヒュームの政治思想は政治的参加と政治社会の構成員の資質の涵養を重視していた。これらのことを従来の先行研究は必ずしも十分照射してこなかったと言える。

しかし、これらの要素は、従来の「懐疑的ウィッグ」説の解釈枠組と必ずしも対立するものではなく、むしろ補完す

るものである。また、「言論の自由」は、「法的自由」と「国制論的自由」の十全な認識があつてこそ、よく發揮され、維持される。その意味において、「言論の自由」はヒュームにおける「法的自由」と「国制論的自由」を統合する。ヒューム政治思想における「自由」は、政治社会の構成員の主體的な参加と資質の涵養を重視する「言論の自由」をその重要な内容として持つていたということが、本稿の結論である。

注

- (1) Duncan Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, Cambridge University Press, 1975, pp.139-140. ダンカン・フォーブズ『ヒュームの哲学的政治学』田中秀夫監訳、昭和堂、二〇一一年、一九〇頁。
- (2) ウィッグが長期政権を実現する中で、政権を担っているウィッグ主流派に対してコート（宮廷党）と呼び、野党であるトーリーと非主流派ウィッグをカントリー（野党）と呼ぶ区分が、十八世紀においては行われた。
- (3) Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, pp.260-307. フォーブズ『ヒュームの哲学的政治学』田中秀夫監訳、三五一〜四〇三頁。また、同様の観点に、大野精三郎『歴史家ヒュームとその社会哲学』岩波書店、一九七七年、一六三頁。
- (4) Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, p.275. フォーブズ『ヒュームの哲学的政治学』田中秀夫監訳、三六七頁。
- (5) 坂本達哉『ヒュームの文明社会―勤労・知識・自由』創文社、一九九五年、三七三頁。
- (6) 犬塚元『デイヴィッド・ヒュームの政治学』東京大学出版会、二〇〇四年、一五九頁。なお、犬塚は、懐疑的ウィッグ説だけではヒュームの『イングランド史』における国制論の意味が解明されていないと、ヒュームの国制論を分析している（同書一五二頁）。
- (7) 森直人は、上記の二つのヒュームの「自由」解釈を整理しつつ、ヒュームにおける自由概念が複数の意味からなる重層性を有することに注意を促し、ヒュームが社会の本質的に不安な要素に着眼しつつ、状況によっては正義や自由よりも統治や権力の契機が優先する政治学的思考をヒュームが持つていたことを明らかにしている。森直人『ヒュームにおける正義と統治』創文社、二〇一〇年。
- (8) ポーコック『マキアヴェリアン・モーメント』田中秀夫他訳、名古屋大学出版会、二〇〇八年、第十四章。
- (9) 同、四二〇頁。
- (10) 同、四〇四頁。
- (11) ロバートソンは、ヒュームにおいてはシティズンシップと個人主義の和解がなされたと指摘した。しかし、商業の発達が物質的な条件とともに軍事的な資質や党派心の穏和化という意味での政治的徳性の涵養をもたらし、将来的により広範な参加拡大を見込んで

いたというところにその二つの契機の和解を見ており、自由における言論活動の意義には留意されていない。ロバートソン「シヴィック的伝統の極限にあるスコットランド啓蒙」ホント、イグナティエフ編『富と徳』水田洋監訳、未来社、一九九〇年、二五八頁および二八〇頁。

- (12) ポーコック『徳・商業・歴史』田中秀夫他訳、みすず書房、一九九三年、一四九頁。
- (13) 福田歓一『近代政治原理成立史序説』岩波書店、一九七一年、一三七頁。同『政治学史』東京大学出版会、一九八五年、四四〇頁。
- (14) ヒュームは、一七四一年に『道徳政治論集』(Essays, Moral Political)を出版した後、一七五二年に『政治論集』(Political Discourses)を出版し、一七七七年に至るまでエッセイの増補改訂を繰り返している。本論文でテキストに使用したシラー版では、第一部に『道徳政治論集』を、第二部に『政治論集』を、第三部に未発表等エッセイを収録している。
- (15) David Hume, *A Treatise of Human Nature*, Second Edition revised by Niddich. Oxford University Press, 1978, p.415.
- (16) 鎌田厚志「ヒュームの政治思想 ―「理性」と「穏和な情念」との関連において」『政治研究』(九州大学政治研究会)第五十八号、二〇一一年三月、一三四―一三九頁。
- (17) ミルトン『言論・出版の自由 アレオパジティカ他一篇』原田純訳、岩波文庫、二〇〇八年、七六頁。Milton, *Areopagitica and Other Political Writings of John Milton*, Liberty Fund, 1999, p.47.
- (18) Mossner, *The Life of David Hume*, Thomas Nelson and Sons Ltd, 1954, p.421. 及び Stewart, *Opinion and Reform in Hume's Political Philosophy*, Princeton University Press, 1992, p.303. スチュワートはその中で「ヒュームがイングランドにおける反スコットランド感情に嫌悪感を抱き、多くの書簡で「テムズ川の野蛮人」について言及していることを指摘している。なお、フォーブズは「ヒュームが嫌悪感を持った「野蛮人」は群集というよりイングランドの「貴顕」だったことを指摘している。Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, pp.188-189. フォーブズ『ヒュームの哲学的政治学』田中秀夫監訳、二四二―二四三頁。
- (19) 今井宏編『イギリス史2』山川出版社、一九九〇年、二九〇および三四〇頁。
- (20) 浜林正夫『イギリス名譽革命史』下巻、未来社、一九八三年、二八八頁。
- (21) ヒュームにおける中間層・中産階級については、坂本達哉「ヒューム 希望の懐疑主義」慶應義塾大学出版会、二〇一一年、第四章および第八章を参照。同書は詳細にヒュームにおける中流身分について検討し、ヒュームのこの思想がのちにジェームズ・ミルにおいて参照されたことを明らかにしている。
- (22) 同エッセイは「一七五二年から一七五八年までの版では「奢侈について」(Of Luxury)というタイトルで、のちに一七六〇年の版以降「技芸の洗練について」に改められた。

- (23) 坂本達哉は、ヒュームにおいては、労働が諸能力の実現という喜びを持ったものとして描かれ、活動要求の喜びが「生きる喜び」の根源に探り当てられていることを明らかにしている。坂本達哉『ヒューム 希望の懐疑主義』、一二二頁。
- (24) 関口尚志他『中産層文化と近代』日本経済評論社、一九九九年、第一章。
- (25) Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, p.176. フォーブズ『ヒュームの哲学的政治学』田中秀夫監訳、二二二頁。
- (26) Greig, *The Letters of David Hume*, vol.2, Clarendon Press, 1932, p.94.
- (27) ボリングブルックは、すでにウィッグとトーリーという対立軸は消滅し実際にある対立軸はコートとウィッグだと主張した。高濱俊幸『言語慣習と政治』木鐸社、一九九六年。
- (28) ヒュームは「完全な共和国についての設計案」において、ブリテンを百の州に分け、それぞれの州に百人ほどの州代議員を選び、州代議員がさらに各州から一人の元老院議員を選ぶことを構想している。
- (29) Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, p.178. フォーブズ『ヒュームの哲学的政治学』田中秀夫監訳、二二二頁。
- (30) 浜林正夫『イギリス名誉革命史 下巻』未来社、一九八三年、二八〇頁。
- (31) 犬塚元『デイヴィッド・ヒュームの政治学』、一六〇頁。また、犬塚は、ヒュームの『イングランド史』および政治思想全体を、宗教対立の克服という観点から読み解くことを提起している。犬塚元「ポスト・コンフェッションナリストとしてのヒューム」『思想』（岩波書店）第一〇五二号、二〇一一年。
- (32) 坂本達哉『ヒュームの文明社会―勲勞・知識・自由』第五章。
- (33) Nicholas Phillipson, *Hume, The Bath Press*, 1989, ch.5.
- (34) ヒュームの『イングランド史』全六巻のうち、まず、スチュアート朝の時代について記述されているのちに第五巻となる部分が最初に一七五四年に出版され、その二年後、内乱期を扱うのちに第六巻となる部分が出版された。(E.xxxvii-xxxviii)
- (35) Stewart, *Opinion and Reform in Hume's Political Philosophy*, p.9. アーチボールド・スチュワートはエディンバラの防衛を故意に放棄してジャコバイトに協力したと告発され逮捕された。
- (36) John Valdimir Price, *The Ironic Hume*, University of Texas Press, 1965, p.172. 同書には付録として「前エディンバラ市長・アーチボールド・スチュワート卿の振舞と行為の真実の説明」が収録されている。